

グローバル・ガバナンス学会『グローバル・ガバナンス』投稿規程・執筆要領

1 刊行時期

- (1) 本学会誌『グローバル・ガバナンス』(*The Study of Global Governance*)は年一度刊行される。刊行時期は、原則として12月とする。
- (2) 『グローバル・ガバナンス』は、ウェブ上でも公開される。公開時期は、原則としてその刊行時とする。

2 投稿資格

- (1) 『グローバル・ガバナンス』に投稿できるのは、本学会の会員に限られる。非会員は、投稿時に合わせて入会申請を行うことで、投稿が受理される。
- (2) 「論文」(後述)が掲載された会員は、掲載された号の刊行年月から起算して1年間は、「論文」を投稿することができない。

3 掲載原稿の種類と使用言語

- (1) 『グローバル・ガバナンス』に掲載される原稿は、「論文」、「書評」、「書評論文」、「その他」の4種類とする。
 - ・「論文」とは、査読付きの論文を指す(「書評」、「書評論文」、「その他」に該当する原稿は査読の対象とせず、編集委員会でその採否を決定する。査読制については、6を参照のこと)。
 - ・「書評」とは、単一の著書・編著を取り上げた批評文を指す。会員の著書・編著を含め、広く内外の書籍を対象とし、編集委員会が評者(非会員を含む)を選定して、執筆を依頼する。
 - ・「書評論文」とは、関連性のある複数の著書・編著を取り上げ、その全体もしくは主要な主張を総合的に批評する論文を指す。会員の著書・編著を含め、広く内外の書籍を対象とする。
 - ・「その他」とは、上記3種類に該当しない原稿を指す。例えば、「研究ノート」がこれに該当する。
- (2) 「論文」、「書評論文」、「その他」に投稿する会員は、投稿に際して原稿の種類を明示する。
- (3) 原稿は、グローバル・ガバナンスに関わる広範な分野、テーマを扱うもので、未発表のものに限られる。既に発表された原稿と論旨において変わらない原稿については、たとえ使用言語が異なるものであったとしても、既に発表された原稿と見なし、受理しない。

(4) 使用言語は、日本語もしくは英語とする。英文原稿を提出する場合には、投稿者は、自己の責任において、ネイティブ・スピーカーなどによる校閲を済ませておく。

4 著作権

(1) 『グローバル・ガバナンス』に掲載された原稿の著作権は、すべてグローバル・ガバナンス学会に帰属する。

(2) 原著者が、『グローバル・ガバナンス』に掲載された原稿の一部もしくはすべてを、論文集などへの再録というかたちで利用しようとする場合には、編集委員会を通して、あらかじめ文書で会長に申し出る。とりたてて不都合がないかぎり、会長は申し出を受理し、再録を許可する。

5 執筆上の注意

5-1 一般的注意点

(1) 原稿は、横書きの日本語もしくは英語とする。作成に際しては、ワープロ・ソフトを使用する。

(2) 原稿の制限字数は以下の通りである（注や参考文献リスト、図表も含む）。スペース部分もすべて字数に含まれる。

・論文： 日本語 20,000 字以内（ただし、英文サマリーの字数は、これに含めない）
英語 7,000 words 以内（同上）

・書評： 日本語 4,000 字以内
英語 1,500 words 以内

・書評論文： 日本語 10,000 字以内
英語 3,500 words 以内

・その他： 日本語 15,000 字以内（同上）
英語 5,000 words 以内（同上）

(3) 注や参考文献リストに記載された外国語表記、すなわち、日本語、中国語、韓国／朝鮮語以外の表記については、半角英数2文字を1文字分として換算する。

(4) 図表は、刷り上がり1／2ページ大の場合は約750字（250 words）、刷り上がり1／4ページ大の場合は約380字（130 words）分として換算する。なお、図表のサイズと配置については、編集委員会が最終的に判断する。

- (5) 印刷会社で使用できるフォントには制約があるため、特殊な文字や記号を使用して原稿を作成する場合には、作成前に編集委員会に連絡する。
- (6) 「論文」には英文サマリーを付ける（「書評」、「書評論文」、「その他」には英文サマリーを付けない）。その字数は 300 words 以上、400 words 以内とし、「論文」の表題と所属・職位、氏名を英語で明記する（表題と所属・職位、氏名は字数に含めない）。投稿者は、英文サマリーを提出する前に、自己の責任において、ネイティブ・スピーカーなどによる校閲を済ませておく。

5-2 用語法について

- (1) 日本語の原稿で使用できる字体は新字体とし、現代仮名遣いを用いる。ただし、歴史的資料などからの直接引用の場合はその限りではない。
- (2) 年号は、原則として西暦を用いる。歴史論文などで元号を用いる場合には、歴史的資料などからの直接引用の場合は除き、丸括弧を付けて西暦を付記する。
- (3) 日本語の原稿で使用できる括弧は全角とする。ただし、注や参考文献リストで、日本語、中国語、韓国／朝鮮語以外の引用・参照文献を示した箇所については全角の括弧を使用せず、半角の括弧を使用する。また、英語の原稿で使用できる括弧は半角とする。
- (4) 日本語の原稿で使用できる句読点は「。」「、」とする。ただし、注や参考文献リストで、日本語、中国語、韓国／朝鮮語以外の引用・参照文献を示した箇所についてはその限りではない。
- (5) 漢字名の場合を除き、外国人の名はカタカナ表記とする。初出の箇所に丸括弧を付け、原名もしくは欧文原音を付記する。
- (6) カタカナの「ヴ」表記は、固有名詞に限ってその使用を認める。普通名詞に対しては用いない。
- (7) 数字は算用数字で表記し、2桁以上である場合には半角で入力する（1桁である場合には、全角で表記する）。ただし、例えば、以下に記した語句の場合には、漢数字で表記する。「第一に」「第二に」「第一次」「第二次」「逐一」「一方的」「数十年」「一概に」など。
- (8) NATO や EU などの略語に関しては、すべて半角を用いる。スペルアウトの場合も同様とする。
- (9) 上記以外のケースを含め、表記にずれが生じた場合には、編集委員会の裁量で表記を統一することがある。

5-3 表題・所属・氏名について

- (1) 「論文」、「書評」、「その他」の場合には、原稿の冒頭に、表題、所属・職位、氏名を日本語で明記する。英文原稿の場合には、英語で明記する。
- (2) 「書評論文」の場合には、原稿の冒頭に表題を記したうえで、対象とした著書・編著を列挙し、評者の所属・職位、氏名を日本語で明記する。英文原稿の場合には、すべて英語表記で行う。なお、対象とした著書・編著については、日本語、中国語、韓国／朝鮮語で書かれた著書・編著の場合には、以下の例を参考に、著者（編著者）名、（訳者名）、『書名』、出版社名、出版年、総頁数の順に記載する。また、日本語、中国語、韓国／朝鮮語以外の表記で書かれた著書・編著の場合には、書名をイタリックで表記したうえで、以下の例を参考に、著者（編著者）名、書名、出版地名（一つに限る）、出版社名、出版年、総頁数の順に記載する。

(例) 和書： ハンナ・アレント（志水速雄訳）『人間の条件』（筑摩書房、1994年、549頁）

(例) 洋書： Ernesto Laclau, *New Reflections on the Revolution of Our Time* (London: Verso, 1990, xvi+263 pp.)

5-4 目次と章立てについて

- (1) 目次は記載しない。
- (2) 章立ては自由とするが、原則として、本文の冒頭と末尾に「はじめに」（「序」）と「おわりに」（「結論」「むすび」など）を付す。
- (3) 編別は、節、項、小項の順とするが、項や小項は立てなくてもよい。ただし、節、項、小項のそれぞれに当てる数字等は、順に、1. (1) a の要領で行う。なお、「はじめに」と「おわりに」には節番号を付さない。

5-5 注と参考文献リストの表記について

- (1) 注はすべて、原稿の末尾に一括して掲載する。
- (2) 注の番号は通し番号とし、該当箇所に入れる。句読点がある箇所に注番号を付す場合には、句読点の直前に入れる。
- (3) 注の番号は算用数字で表し、全角の丸括弧で囲む。1桁の場合は全角で、2桁以上の場合は半角で数字を記す。ワードの注作成機能を使用してもよい。
- (4) 注や参考文献リストでの引用・参照文献の示し方は、以下の通りとする。

① 日本語、中国語、韓国／朝鮮語のいずれかで書かれた著書・編著、新聞、雑誌の場合：

原則として、その書誌（紙）名を『』（二重鍵括弧）で括ったうえで、著者名（訳者名）、書誌（紙）名、出版社名、出版年の順に記載する。また、必要に応じて、引用・参照箇所の見数も示す。

（例）J・A・シュンペーター（中山伊知郎／東畑精一訳）『資本主義・社会主義・民主主義』（東洋経済新報社、1995年）、5頁。

（例）栗田賢三／古在由重編『岩波哲学小辞典』（岩波書店、1958年）、10-12頁。

（例）『毎日新聞』2015年4月30日朝刊「社説」

② 日本語、中国語、韓国／朝鮮語のいずれかで書かれた論文の場合：

原則として、論文の表題を「」（鍵括弧）で括ったうえで、著者名、表題、掲載誌（書）名、巻・号、出版社名、発行年の順に記載する。また、必要に応じて、引用・参照箇所の見数も示す。

（例）坂本彦太郎「『コミュニティ』の意味について」『社会と学校』第2巻第11号、1948年、42-43頁。

（例）和辻哲郎「人間の学としての倫理学」安倍能成ほか編『和辻哲郎全集 第9巻』（岩波書店、1962年）、18-19頁。

③ 上記①以外の言語で書かれた著書・編著、新聞、雑誌の場合：

原則として、その書誌（紙）名をイタリックで表記したうえで、著者名、書誌（紙）名、発行地名（一つに限る）、出版社名、出版年の順に記載する。また、必要に応じて、引用・参照箇所の見数も示す。

（例）Ole R.Holsti, Randolph M.Siverson, Alexander L.George, eds., *Change in the International System* (Boulder: Westview Press, 1980).

（例）Robert Gilpin, *U.S. Power and the Multinational Corporation: The Political Economy of Foreign Direct Investment* (New York: Basic Books, 1975), pp. 21-22. 山崎清訳『多国籍企業没落論—アメリカの世紀は終わったか』（ダイヤモンド社、1977年）、19-20頁。

（例）“Cover Stories: India’s Night of Death,” *Time: The Weekly Newsmagazine*, December 17, 1984, pp. 8-15.

④ 上記②以外の言語で書かれた論文の場合：

原則として、論文の表題をダブル・クォーテーション・マークで括り、掲載誌（書）名をイタリックで表記したうえで、著者名、表題、掲載誌（書）名、巻・号、出版社名、発行年の順に記載する。また、必要に応じて、引用・参照箇所の見数も示す。

- (例) Chris Brown, "Turtles All the Way Down: Anti-Foundationalism, Critical Theory and International Relations," *Millennium*, vol. 23, no. 2, 1994, pp. 213-236.
- (例) John A. Agnew, "Timeless Space and State-Centrism: The Geographical Assumptions of International Relations Theory," in Stephen J. Rosow, Naeem Inayatullah, Mark Rupert, eds., *The Global Economy as Political Space* (Boulder: Lynne Rienner, 1994), pp. 95-96.

(5) 反復引用・参照の場合には、以下のように表記する。

- (例) 坂本、前掲論文、27 頁。
栗田／古在、前掲書、40-42 頁。
同上、42-46 頁。
Agnew, *op. cit.*, pp. 95-96.
Ibid., p. 95.

(6) インターネット上にあるオンライン文献を引用・参照する場合には、利用した最新の年月日を丸括弧で括ったうえで、著者名、文献の名称、文献が掲載されているサイトの URL、最新アクセス年月日の順に記載する。

- (例) Daniel Culpan, "Pepper-Spraying Drones will be Used on Indian Protesters,"
<http://www.wired.co.uk/news/archive/2015-04/09/pepper-spraying-drones> (2015 年 5 月 1 日アクセス)

(7) 上記のように、注において引用・参照文献を示す場合には、論文の末尾に引用・参照文献をアルファベット順に一括して記載する「参考文献リスト」は付けない。逆に、そのようなリストを論文の末尾に掲載する場合には、本文中に著者名、出版（発行）年、引用・参照箇所を頁数を示す方法も認める。ただし、その場合には、著者名、出版（発行）年、引用・参照箇所の頁数の全体を、丸括弧で括ること。

5-6 原稿の提出について

- (1) 英文サマリーも含め、提出する原稿は、すべて完成原稿とする。
- (2) 原稿は電子ファイルとし、メール添付方式で編集委員会に送付する。送付先メール・アドレスは、専用のメーリング・リストを通じて本学会事務局から会員に宛てて送信される「原稿募集の告知メール」や、本学会ホームページ (<http://globalgovernance.jp/>) に掲載される同種告知文を参照のこと（ただし、編集委員会が評者を選定、執筆を依頼する「書評」については、送付先を別に指定するものとする）。
- (3) 論文本体の原稿と英文サマリーの原稿とは別ファイルとし、前者の提出時に後者も送付する。

5-7 校正について

- (1) 校正段階での修正は、誤字・脱字の訂正など軽微な修正に限られる。行数の増減を伴う変更など「軽微」とは言えない修正については、これを認めない。
- (2) 執筆者による校正は、原則として初校のみとする。執筆者は、指定された期間内（原則として、ゲラを受け取ってから2週間以内）に、校正が済んだゲラ刷りを印刷会社に返却する。
- (3) 編集委員会は、執筆者が校了した校正刷りに校正をかけることができる。ただし、それは、表記の統一など形式上の修正に限られる。

6 論文の査読

- (1) 『グローバル・ガバナンス』は、4種類からなる掲載原稿のうち、「論文」に査読制を適用する。
- (2) 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱する2名の査読者による審査結果に基づいて、編集委員会が決定する。
- (3) 原稿執筆者と査読者とは互いに匿名とする。

以上

2015年5月31日 制定